

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、

障害者に対する自動車税(種別割)の 減免申請の期限を延長します。



埼玉県税務課

- 対象：令和2年5月に自動車税(種別割)納税通知書が届いた障害者減免の要件に該当する方
- 申請期限：令和2年7月31日(金) 【本来は令和2年6月1日(月)】
- 減免額：年税額全額(上限あり)
- 申請先：県税事務所・自動車税事務所

<埼玉県ホームページ>



※ 申請期限の延長措置は令和2年度のみの特例です。



6月2日以降の申請については、督促状等の発付を差し止めることができないため、一旦納付していただき、後ほど還付となりますので、御了承ください。

7月31日(金)

例年の申請期間

令和2年度の延長期間 (2か月延長)

混雑緩和に御協力をお願いします。

